

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 公金の収納の事務を委託した件 四三
- 道路の区域を変更する件三件 四三
- 道路の供用を開始する件 四三
- 福島県准看護師試験を実施する件 四三
- 地域森林計画の案を定めた件 四四
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 四四

## 告 示

### 福島県告示第六百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 太陽の国クリニック手数料収納の事務
  - 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
  - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
  - 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
  - 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

### 福島県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所（令和三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。令和三年十月十九日）

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡楡葉町大字北田 字天神原一番一地先か ら	変更前 同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 まで	A 三・四〇 三九・〇	三〇六五・〇
	同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 まで	変更後 同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 まで	B 一一・〇〇 二〇〇・〇	四七七〇・〇
	双葉郡楡葉町大字井出 字小田前一二七番一 地先から	変更後 同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 まで	A 五・〇〇 三九・〇	一七〇七・三
	同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 から	変更後 同 郡同 町大字下繁 岡字一丁坪一番一地先 まで	B 一一・〇〇 二〇〇・〇	四七七〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字小 林字上平一四三六番二 地先から 同 郡同 町大字小 林字上平一四三六番一 地先まで	変更前 変更後	一一・五〇 一五・〇〇 一五・〇〇 一八・〇〇	一八・八 一八・八 一八・八

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢祭 山八槻線	東白川郡塙町大字台宿 字台宿三三四番一地先 から 同 郡同町大字台宿 字北原一四二番地先ま で	変更前 変更後	一一・一〇 二三・五〇 一一・一〇 二三・五〇	七四・八 七四・八 七四・八

(道路計画課)

福島県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道矢祭山八槻線	東白川郡塙町大字台宿字台宿三三四番一地先から 同 郡同町大字台宿字北原一四二番地先まで	令和三年一〇月一九日

(道路計画課)

公告

公告第二百一十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和三年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験期日  
令和四年二月十五日（火）午後一時三十分開始
  - 二 試験場所  
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）
  - 三 提出書類
    - 1 受験願書
    - 2 写真  
出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。
    - 3 受験資格を証する書類
- (一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規

則」という。)第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が令和四年三月十日(木)までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消費印はしないこと)。

五 受験願書の受付期間

令和三年十一月十五日から同月十九日までに郵送(書留郵便)又は持参のこと(郵送の場合は、令和三年十一月十九日までの通信日付印のあるものは有効とする)。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室  
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)

電話 〇二四一五二一七二二二(直通)

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。

2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

(地域医療課医療人材対策室)

公告第二百二二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書案

二 縦覧の期間

令和三年十月十九日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百二三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和三年十月十九日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和三年十月十九日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和三年十月十九日から同年十一月十八日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部  
(森林計画課)